

第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成28年(2016年)1月27日(水) 午前10時から正午まで
開催場所	市役所水口庁舎 第3委員会室
出席委員	真山達志会長 西村泰雄副会長 安達みのり委員 田中美代子委員 上山清美委員 古谷兼一委員 市井幸夫委員 清水達久委員 杉本正紹委員 田村幸代委員 藤井貞子委員 中井善信委員 小松多喜子委員 【13名出席】
事務局	正木副市長 市民環境部 吉村部長 藤村次長 人権推進課 土田課長 廣岡参事 藤村課長補佐 畑中課長補佐 森地係長 朝倉主査 生活支援課 森田課長 地域コミュニティ推進室 谷室長補佐
会議次第	甲賀市市民憲章唱和 1. あいさつ 2. 報告事項 (1) 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会傍聴マニュアルについて (2) 人権に関する市民意識調査結果について(速報値) (3) 甲賀市の現状 ・生活支援課 ・地域コミュニティ推進室 3. 議事 (1) 人権に関する課題について (2) 人権に関する総合計画のあり方について 4. その他 (1) 今後の日程について 5. 閉会
会議資料	資料1: 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会傍聴マニュアル 資料2: 甲賀市人権に関する市民意識調査結果報告書(速報値) 資料3: 甲賀市の現状(生活支援課) 資料4: 甲賀市の現状(地域コミュニティ推進室) 資料5: 甲賀市の人権に関する総合計画策定方針(案)

開会

甲賀市市民憲章唱和

1. あいさつ

真山 達志会長

2. 報告事項

(1) 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会傍聴マニュアルについて

会 長：会議の成立と傍聴希望者について、事務局より説明を願います。

事務局：委員総数14人中13人出席。過半数出席。傍聴希望はありません。資料1により説明。

(2) 人権に関する市民意識調査結果について（速報値）

会 長：事務局より説明願います。

事務局：資料2により説明

(3) 甲賀市の現状

- ・生活支援課
- ・地域コミュニティ推進室

会 長：事務局より説明願います。

事務局：資料3、4により説明

3. 議事

(1) 人権に関する課題について

会 長：報告事項の質問、意見も合せて受け付ける。質問や意見はありませんか。

委 員：平成28年度からの新規事業として、生活困窮者自立支援制度の就労支援があるが、内容について説明願いたい。

事務局：生活習慣の確立のための指導、就労体験を通じた訓練等の一般就労に結び付けるための内容である。

委 員：生活困窮者の相談よりも、一般就労に結び付かない方を対象とするものか。

事務局：そうです。

委 員：生活保護世帯の子どもに対する、学習支援と居場所づくりは大切な事業であるので、拡充してほしい。また、生活困窮世帯の子どもにも支援をしてほしい。

事務局：現在25名の子どもが登録をしている。内、生活保護世帯の子どもが15名、あと10人は生活保護世帯以外の子どもで、一人親家庭や外国人の子どもも来ている。準要保護世帯の子どもも、学校と連携を図りながら、進めていきたい。

会 長：教育委員会との連携は。

事務局：事業の運営に対して、教育委員会と情報交換、情報共有し事業を進めている。

委 員：多岐にわたる支援なので、行政、市民団体、教育委員会などいろいろな立場の方との連携が大事だと思う。NPOなどの市民団体との協働はあるか。

事務局：ひきこもりの支援をしている団体に一部協力をしてもらっている。

学習支援については、はじめての事業であることから、今年度は、子ども達の安全等を配慮し、しくみをつくってきた。一定、しくみができただことから、これからは市民団体の方にも参加していただきたい。

- 委員：外国人の子どもの教育のおくれがあり、学習教室などの支援をしているが、なかなか広がらない。行政と教育委員会に協力してほしい。
- 事務局：ボランティアやNPOの方々に自発的にしていただいている状況である。行政がやるべき部分と民間の方に応援いただくところを組み合わせなければならぬ。
- 委員：親が送迎している状況なので、学校区の中で、支援組織ができてほしい。しかし、親が送迎しているので、親の相談を受ける機会となっているなど良い面もある。
- 委員：学習支援は水口ではじめ、来年度、甲南、信楽へ拡充するが、甲賀と土山についての計画はどうか。
- 事務局：信楽は地域が離れていることから場所を設ける。甲南は、対象地域を甲賀と土山を含めて行う。今後、状況を見て、さらに広げていくように検討したい。
- 委員：意識調査の問27について、18・19歳は母数が少ないが、平均的に若い方の認識であれば良い事だと思うが、それがこの結果で見えるか。
- 会長：指摘のとおり、18・19歳の回答者数は少ないので、統計的に意味のある数字ではない。全体がこうだとは、まだ現状では断定できないと思われる。
- 委員：高校の中退率が、年間300人を切っていない。実際に就職に結びつくことなので気になる。学年別では、1年生の中退者が多い。進路変更で別の学校へも多いが、その後、他の学校に入学できたか追跡調査が必要だと思う。
- 会長：高校は市の管理運営でないので、具体的に何をすることは難しいと思うが、1年目に中退者が多いことから分かる通り、小中学校を含めた全体の問題として考えないと、高校だけでは対応しきれないこともある。子どもたちの将来から考えると、小中学校を含めた教育は、人権の問題を考える際に重要だが、ともすると教育委員会の話と別問題に扱われることがあり、人権課題と位置づけられないこともある。今後、計画をつくっていく中で、教育をどう位置づけ、どう扱うか非常に重要な要素である。
- 委員：人権の研修会では、若い人は少なく、中間層が多い。高齢の方も、少しである。また、同じメンバーで、地域の役員が参加していることが多く、人権意識が浸透していかない。今後、みんなが参加し、人権の意識が浸透していくためには、どうしたらいいか、どういう工夫が必要か模索したい。
- 委員：高校の中退率の資料は、甲賀市内の学校の状況をお願いしたい。
- 委員：全日制だけでなく技能連携校や夜間、通信の状況も知りたい。甲

賀市の状況が分かるように資料をお願いしたい。

委員：生活困窮者の相談は、ワンストップでしているのか。

事務局：相談の際には、相談の内容により、それぞれ専門の相談員等職員が直接相談窓口に来て対応している。

委員：17の人権課題の中で、同和問題について関心は12.8%となっている。啓発については、これまで以上は8.7%、現状通りは25%だが、今日まで市民みんなで同和問題に取り組んできた結果が表れているのか。

事務局：研修の参加については、3割ということから、全体を見た中で、今後の課題や効果的な啓発についても検討してほしい。

会長：行政内、行政とNPO、各種団体の連携を十分意識していかなければならないこと、民間やNPOの役割は重要であること、行政の責任や役割を自覚し、政策をたてていかななくてはならないこと、福祉・教育・就労・産業振興など、総合的な部分で人権をとらなくてはならないということが、皆さんの意識の中にあると思った。今後、計画を審議する中で、どのような形で計画に盛り込んでいくか考える必要があると思う。

(2) 人権に関する総合計画のあり方について

会長：事務局より説明願います。

事務局：資料5により説明

会長：甲賀市には、人権総合計画、同和対策基本計画、人権教育基本計画の3つの計画があり、これらが平成28年度で計画期間が終了する。これらの計画を、新しい人権に関する総合計画にどのように位置づけていくかが1つのポイントになる。審議会として、3つの計画をどうとらえて、新しい計画にどう繋いでいくか、意見はありますか。

委員：同和対策基本計画を、今後も別計画として取り上げるのか、それとも、一般の人権総合計画の中に入れてしまうのか。同和対策基本計画がなくなったら、同和問題に積極的に取り組まないのか。市はどう考えているのか。

事務局：同和問題だけを切り出しても課題は解決しないと考えている。様々な人権課題が関わって、その中に同和問題があることから、広く人権施策の中で考えた方が、同和問題の取り組みが出来るというのが市の考えである。

委員：新しい人権に関する総合計画では、教育や啓発と施策を一緒に入れた総合計画と考えているのか。

事務局：トータルとして、さまざまな場面から対策を講じていくようにしないと、教育だけを取り出すと、それ以外のこととのリンクを計画の中に書き込むのは難しい。例えば、同和問題も教育の課題もあれば、就労の課題もある。あらゆる方面から対策を講じていくのが良いというのが市の認識である。

委員：ハードとソフトを一緒にしながら総合的に取り組んでいく計画ということか。

事務局：同和問題も教育も、法律や国からの補助金がなくても、必要な取り組みは当然に行っていきます。

委員：同和問題に関しては、1つの大きな核として取り組んできた。たくさんの人権課題がある中で、すべてを人権問題として扱うことで取り組みが薄まってはならない。どの人権課題も大事なものであって、広く取り組んでいくということを押さえて考えなくてはならない。

会長：名称がなくなったということで軽視に繋がらないようにというのは、重要なポイントである。新しい人権に関する総合計画の内容を総合化して、より高度なものに統合していく形で、3つの計画が1つになるが、簡略化するとか寄せ集めるということではなく、良いものに総合化していくという趣旨で人権に関する総合計画という1つの計画にする方針は了解いただけるか。

(異議なし)

それでは、計画の方針としては、総合化し一本化していくことで了解いただけたとします。なお、同和対策基本計画という名称がなくなっても、同和問題が軽視されたということにならないように、今後、内容を審議いただきたい。

4. その他

(1) 今後のスケジュールについて

会長：事務局より説明願います。

事務局：第3回会議を3月24日(木)10時～開催予定。次回は、計画の素案について審議いただきたい。なお、滋賀県人権施策推進計画(案)の概要を見本に、素案を作成する。

会長：資料の作成について、了解いただけるか。

(異議なし)

5. 閉会

閉会あいさつ 西村 泰雄副会長